

大船渡労働基準監督署発表
令和 8 年 3 月 19 日

【照会先】 大船渡労働基準監督署
署 長 西村 浩二
○監督・安衛課長 衣川 鴻佑
電 話 0192-26-5231

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

— 木材加工用機械作業主任者に作業を直接指揮させなかった疑い —

大船渡労働基準監督署(署長 西村 浩二)は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、けせんプレカット事業協同組合及び同社の代表理事を盛岡地方検察庁一関支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 5 年 8 月 8 日、岩手県気仙郡住田町世田米の工場内において、木材加工用機械を取扱う作業を行わせる際、木材加工用機械作業主任者に作業を直接指揮させなかった疑い。

1 被疑者

- (1) けせんプレカット事業協同組合
所在地：岩手県気仙郡住田町世田米
事業内容：木材・木製品製造等
(2) 被疑者 A (同協同組合 代表理事)

2 違反被疑条文 「関連条文一覧」参照

労働安全衛生法違反
同法第 14 条 (作業主任者)
労働安全衛生法施行令第 6 条第 6 号 (作業主任者を選任すべき作業)
労働安全衛生規則第 130 条第 1 号 (木材加工用機械作業主任者の職務)
同法第 119 条第 1 号 (罰則)
同法第 122 条 (両罰規定)

3 災害の概要

オートメーション化された木材加工用機械において、材料である木材が加工ライン途中のコンベア上で流れなくなったため、労働者 B が当該木材を動かすため右手でつかんだところ、当該機械の歯 (丸のこ歯) が、格納されていた当該機械下部から回転しながら上昇し、労働者 B の右手指 5 本を切断したものの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、木材加工用機械を 5 台以上 (自動送材車式帯のこ盤を含む場合 3 台以上) 有する事業場において行う当該機械による作業については、木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから木材加工用機械作業主任者を選任し、その者に木材加工用機械を取扱う作業を直接指揮させなければならないことが規定されていますが、災害発生当時、当該作業主任者に直接指揮を行わせていなかった疑いがあるものです。

関連条文一覧

○労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）（抄）

第 14 条（作業主任者）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、（略）の規定に違反した者
- 二～四（略）

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生法施行令（昭和 47 年 政令第 318 号）（抄）

第 6 条（作業主任者を選任すべき作業）

法第 14 条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

- 一～五（略）
- 六 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を 5 台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3 台以上）有する事業場において行う当該機械による作業

○労働安全衛生規則（昭和 47 年 労働省令第 32 号）（抄）

第 130 条（木材加工用機械作業主任者の職務）

事業者は、木材加工用機械作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 一 木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮すること。
- 二 木材加工用機械及びその安全装置を点検すること。
- 三 木材加工用機械及びその安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。
- 四 作業中、治具、工具等の使用状況を監視すること。

第 129 条（木材加工用機械作業主任者の選任）

事業者は、令 6 条第 6 号の作業については、木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから、木材加工用機械作業主任者を選任しなければならない。